

青森県スポーツ振興基盤整備調査検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 県民の生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、本県のスポーツ振興を継続的・計画的に推進し、スポーツ環境の基盤整備に係る基本的方向について調査・検討するため、青森県スポーツ振興基盤整備調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査・検討し、青森県教育委員会（以下、「教育長」という。）に意見を述べるものとする。

- (1) 選手・指導者の育成に関する事
- (2) スポーツに係る地域振興及び体育施設の状況等に関する事
- (3) その他教育長が特に必要と認めた事項に関する事

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育長が適当と認める者

3 委員は、前条に掲げる調査・検討が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、教育長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員が会議に出席できないときは、代理を指名し出席させることができる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 検討会議は、第2条に掲げる事項を調査・検討するため、必要があるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に掲げる委員の所属職員及び委員長が選任する所掌事項に係る専門的な知識を有する者等により構成する。

3 ワーキンググループの長は、委員長が任命する。

4 ワーキンググループの運営に関しては、別に定める。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、教育庁スポーツ健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月6日から施行する。

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

青森県スポーツ振興基盤整備調査検討ワーキンググループ運営要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県スポーツ振興基盤整備調査検討会議設置要綱第6条第4項の規定に基づき、青森県スポーツ振興基盤整備調査検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、青森県スポーツ振興基盤整備調査検討会議（以下「検討会議」という。）の委員長の命を受けて、次に掲げる事項について調査するとともに、関係する資料の作成・調整等を行う。

- (1) 選手・指導者の育成に関すること。
- (2) スポーツに係る地域振興及び体育施設の状況等に関すること。
- (3) その他検討会議に係ること。

(会議)

第3条 ワーキンググループは、必要に応じてワーキンググループの長が招集する。

(代理)

第4条 ワーキンググループの長は、ワーキンググループのメンバーが会議に出席できないときは、代理を指名し出席させることができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、スポーツ健康課において行う。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月6日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

○青森県スポーツ振興基盤整備調査検討会議設置要綱

【検討会議委員】（要綱第3条関係）

No.	職	氏名
1	スポーツ振興審議会長	蝦名 文昭
2	弘前大学教育学部教授	戸塚 学
3	(財)青森県体育協会理事長	武田 哲郎
4	青森県高等学校体育連盟会長	柴田 正人
5	青森県商工会連合会長	今 誠康
6	青森県PTA連合会長	飯田 照次
7	青森県高等学校PTA連合会長	相川 順子
8	日立ソフトウェアソフトボール部副部長	斎藤 春香
9	教育次長	白石 司
10	企画調整課長	原田 啓一
11	都市計画課長	筒井 清二
12	建築住宅課長	木村 勝美
13	観光企画課長	高坂 幹

【ワーキンググループメンバー】（要綱第6条関係）

(1) 選手・指導者の育成に関すること。

青森県体育協会
青森県高等学校体育連盟
青森県中学校体育連盟
青森県スポーツ少年団
スポーツ健康課（スポーツ振興グループ）

(2) スポーツに係る地域振興及び体育施設の状況等に関すること。

青森県体育協会
企画調整課（政策調整グループ）
都市計画課（公園グループ）
建築住宅課（営繕指導グループ）
観光企画課（企画戦略グループ）
スポーツ健康課（総務グループ）